

寄稿

近代日蓮宗の「宗義大綱」論

小野 文 瑠

(立正大学講師)

はじめに

戦前の資料を読んでいたら、大変興味ある記事を見つけた。ちょうど、コンピューターを用いた計量分析による『三大秘法抄』の真撰説がマスコミをにぎわしていた頃で、近代日蓮宗の教学を考える上で十分検討に値する課題であると判断し、今回発表することにした。

一、昭和十五年六月二十一日の臨宗

昭和十五年四月、宗教団体会法が施行され、宗教団体はその法律に従って宗制を改訂、承認を受けなければならなくなった。日蓮宗は平間内局が四月に宗綱審議会を設け、新宗制に定める教義の原案作りを始めた。参考のため当時の審議委員の名前を挙げておく。

委員長 宗務総監平間寿本（職制上）

委員 木村日保 柴田一能 由比日光 守屋貫教 望月歛厚 馬田行啓 浅井要麟 飯沼龍遠

幹事 本望順薩 佐野是光 鈴木一成 中谷良英 茂田井教亨 執行海秀
書記 鶴田即融^①

六月二十一日第三十六回臨時宗会が開催され、内局は新宗制案を上呈した。第一章が総則、第二章が教義の宣布及儀式の執行、以下宗規の条項である。問題になったのは、第一章総則の第四条からで、今日の宗憲にあたる部分である。^②これは宗綱審議会が「日蓮宗教義原案」として答申したものである。

「日蓮宗教義原案」

一、開宗の本旨

宗祖立正大師日蓮聖人妙法蓮華經ニ依リテ本師釈迦牟尼仏ノ本懷ヲ体得シ教法ノ帰趨ヲ明カニシ、以テ末法濁悪ノ世相ヲ克服シ世界ヲ淨化シテ仏国土ヲ建設スベク、先ヅ因縁深重ノ大日本国ニ立正安国四海帰妙ノ宗旨ヲ建ツ之レヲ開宗ノ本旨トス。

二、伝統相承

宗祖日蓮聖人釈迦牟尼ヨリ天台大師伝教大師ヲ經テ法華經ヲ伝承セルヲ外相承ト称シ、特ニ本師釈迦牟尼仏法華經ノ要旨ヲ上行等本化ノ菩薩ニ付嘱シ、宗祖日蓮聖人上行菩薩ノ応現トシテ之ヲ稟承セルヲ内相承ト称ス。而シテ本宗ノ相承ハ内相承ヲ正意トシ、宗祖以後師資相承シ以テ今日ニ至ル。

三、所依の經典及祖釈

本宗ハ妙法蓮華經八卷廿八品ヲ正依ノ經典トシ無量義經一卷仏說觀普賢菩薩行法經一卷ヲ傍依ノ經典トス。宗祖ノ立義ハ如来滅後五百歲始觀心本尊鈔、開目鈔、立正安国論、撰時鈔、報恩鈔ニ在リ、其他ノ宗祖遺文ノ要義ヲ採ツテ之レヲ助釈ス。

四、本尊

本宗ノ本尊ハ妙法蓮華經如来寿命品文底所顯ノ久遠実成本師釈迦牟尼仏ナリ。其ノ尊形ノ勸請ニ大曼荼羅、一尊四士、一塔兩尊四士ノ三義アリ、又末法ノ大導師宗祖ノ尊像ヲ奉安シテ其ノ慈恩ニ報謝ス。其他有縁ノ諸尊ヲ安置スル事アルモ本尊ニ非ス。

五、教義

宗祖日蓮聖人教機時国序ノ五綱教判ヲ立テテ諸教ノ權実淺深ヲ判ジ、以テ本師釈迦牟尼仏ヨリ付嘱セラレタル妙法蓮華經ノ五字ヲ末法救護ノ要法ト為シ、之ヲ開シテ本門ノ本尊、本門ノ題目、本門ノ戒壇ノ三大秘法ト為ス。

本門ノ本尊トハ妙法蓮華經如来寿命品文底所顯ノ久遠実成本師釈迦牟尼仏ニシテ一切衆生ノ帰依処ナリ。是レ即チ本宗ノ本尊ナリ。

本門ノ題目トハ本師釈迦牟尼仏本因本果ノ妙智妙徳ヲ具現セル南無妙法蓮華經ニシテ一切衆生成仏ノ直道ナリ。本門ノ戒壇トハ本師釈迦牟尼仏ニ信順シテ万戒具足ノ根本善タル南無妙法蓮華經ヲ持チ一切ノ罪垢ヲ離レ、以テ仏子タルノ信念ニ安住スル道場ナリ。

此ノ三大秘法ヲ聞法隨喜ノ當位ニ於テ三業ニ具足シテ受持シ、本師釈迦牟尼仏ノ因行果徳ヲ受得シテ成仏ノ大果ヲ成就シ、自他共ニ常寂光土ニ安住ス、之ヲ教義ノ大要ト為ス。

六、信行

吾宗徒ハ純ラ宗祖日蓮聖人ノ指南ニ遵ヒ、深ク本門ノ本尊ニ帰依シ本門ノ題目ヲ唱ヘ傍ラ四種ノ妙行ヲ修シ、常ニ本門ノ戒壇ニ安住シテ受持成仏此土寂光ノ信念ヲ確立シ自ラ仏子タルノ大恩ニ感謝スルト共ニ、世ニ処シテハ知恩報恩ノ誠ヲ致シ、進ンデハ異体同心ニ正法ヲ護持シ、之ヲ以テ世法ヲ開顯シテ法華一乘ノ大善ニ帰セシメ、立正安国ノ祖訓ヲ奉シテ国体ノ精華ヲ光顯シ、不惜身命ヲ以テ四海帰妙ノ実現ヲ帰ス、之レヲ信行ノ要

旨トス。^③

この原案に対して、宗会議員で皇道仏教行道会の副首導増田宣輪氏が、「大正四年に日蓮宗から宮中に奉獻した宗義大綱である『曼荼羅大綱』と根本的に矛盾し、王仏一乗の宗旨を抹殺する重大問題である」と疑義を提し、会議が紛糾した。議案は特別委員会に付され、内局の原案が新定宗制として通ったのであるが、行道会的首導高佐貫長氏が直ちに抗議し、小林是恭教学部長の宗会での答弁をとりあげ、教義の根本論争を挑んだのである。小林教学部長は、増田議員の質問に、

「五大部を基にして教義原案を作成したので、王仏一乗の語は使用しなかった」と答え、立正安国の語に王仏一乗の意がこめられていと述べたのであるが、高佐氏は、「日蓮宗の宗旨たる三大秘法中の本門戒壇の教義は単り三大秘法稟承事に依つてのみ成立する。此の重要書を除いて五大部の何れに依つて戒壇の実義を立つる事が出来るか。五大部にあるのは唯その名目のみである。殊に王仏冥合の基本的な重大教義を無視すれば、王仏一乗の正法としての三大秘法は全面的に成立しない。」「日蓮宗の教義の基礎を五大部に限るとは何れの祖文に依つたのであるか。五大部の他かに三大秘法抄を始め諸法実相鈔、四信五品鈔、三世諸仏総勘文鈔、當体義鈔等の不可欠の教義書が夥しくあり、御義口伝、日向記等も勿論重要である。是等を単なる助釈として日蓮宗の教義を成立せしめることは絶対に不可能といつてよい。」

「立正安国と王仏一乗が同義なりといふは詭弁もまた甚だしい。宗制教義に記載する処の立正安国なるものは、明かに法主国従の反国体思想を以て内容とする^⑤ことは、従来宗学上の王仏冥合の解釈に依つて否み難いものとなる」

と反駁し、原案作成の中心となった立正大学の宗学者達と激しく対立した。両者の教学の相違は明らかで、高佐氏の教学は、『三大秘法抄』や『御義口伝』『日向記』等の口伝書を基にした神秘的な王仏冥合宗学で、天皇制国家主義

の時代に即応した新日蓮教学とよぶことができる。

高佐・増田等の行道会が問題とした宗制教義の箇所は、第四条「開宗の本旨」、第七条「本尊」、第九条「信行」の部分であった。確かに前出の教義原案の三大秘法の項を読むと、異様な言いまわしや、曖昧な表現、消極的な解釈に、この文章を宗憲的な一宗の綱要として採用することに、いくら時代的制約を受けているからといって、首肯し難い思いを抱く。時流に便乗した過激な伝道者から攻撃を受けるのも当然であった。

「開宗の本旨」に対して、昭和七年、一宗を挙げて表明した「勅額拝戴聖旨奉答願文」の
「吾祖日蓮大士王仏一乗ノ正法ヲ以テ宗旨ヲ建立シ、高ク立正安国ノ法幢ヲ掲ゲ玉フ」^⑤

の宗旨に背くではないかとの難。寿量文底所蹟の久遠積尊を本尊とする義は、大正四年宮中に奉獻した大日本衛護の奉獻本尊と、それに添えて奉呈した本尊玄釈である『曼荼羅大要』^⑦の曼荼羅本尊義にもとるとの難。「法華一乗の大善に帰せしめ」という信行の一項は、王仏一乗の大善に対して明らかに法主国従を立てる反国体危険思想であるとの難。結局、当局はこれらの批判に答えられなかったのである。翌年三月、三派合同後、文部省に提出した宗制教義は、宗綱審議会の答申が大幅に修正されていた。行道会から指摘を受けていた所が特に変更された点については後述する。

二、二三種の宗義大綱論

当時、日蓮宗内には三種の宗義大綱が存在していた。立正大学を中心とした宗門の教学者は、学祖である初代管長新居日薩の充治園教学を継承して、新生日蓮宗の教学体系を構築していた。その新居日薩の門に投じた田中智学氏と清水梁山氏は、日薩の教学に不満を抱いて、「日薩の宗門」を離れた。田中智学居士は充治園教学の摂受主義を批判して、復古宗学の日蓮主義を立て、清水梁山氏は、充治園教学の合理主義を批判して、神秘宗学の皇道主義を標榜し

て、それぞれ宗義の大綱を發表したのである。その影響は広く宗門全体に及び、「大崎宗学」^⑨の地位を脅かして、三者屹立し、近代日蓮宗の思想を方向づける役割を果したと考えられる。

田中智学居士は『宗網提要』の中で、

「本化妙宗ハ如来出世ノ本懐トシテ本仏釈尊金口ノ宣示スル所、末法救護ノ憲教トシテ本化聖祖色読ノ唱導スル所、已ニ出デ今出デ當ニ出デントスル宗見学見種々ノ忘想邪謂ヲ打破シテ、法界唯一乘ノ妙義ヲ光揚シ、人類ノ思想道徳ヲ統一シテ常寂光明ノ真世界ヲ現出センガ為メニ建立伝弘セラレタル閻浮統一ノ名教ナリ。」^⑩

と宣言して面目躍如たるものがある。田中智学居士は「本化妙宗」を名乗り、明治三十六年には『本化妙宗式目』を發表し、明治四十三年には『妙宗大意』を著して、宗義大綱を確立している。

清水梁山氏の門下が、「此の書は単に本宗の曼荼羅に於てのみ謹述したのではなく、広く宗義の大綱に亘つて述べられたものであります」^⑪と広言する『曼荼羅大要』は、前述したように、大正四年、宮中に奉呈された梁山氏執筆の、公の日蓮宗教義書である。

「観心大教の本尊南無妙法蓮華經の七字、摩訶毘盧遮那遍一切処、無始本成大釈迦牟尼尊の大曼荼羅は、大虚空に遍く無辺無際十方法界平等にして、法華經本門虚空の大会は正に斯の不可思議秘密壇を顕はすなり。凡そ此の大曼荼羅に三種の別あり。其の相、一には無始本成本有自爾の大曼荼羅密壇、二には法華經本門虚空大会の大曼荼羅密壇、三には末法応時本化弘通の大曼荼羅密壇なり。其の無始本成本有自爾の大曼荼羅密壇は、相の見る可く無く、且つ無相を以て其の相と為す。法華經本門虚空大会の大曼荼羅密壇は乃ち其の無相の相を開し、勝妙の事相を示して輪円・集聚等具に在ること有らしむ。有始以て無始を顕し、塵点以て本成を顕はし、脱益以て本種を顕はし、釈尊以て大釈迦牟尼尊を顕はす、本門の諸教に超へたる所以なり。末法応時本化弘通の大曼荼羅密壇は紙墨現図文字の相に托し、以て名字の因人に教へ、劣機の衆生に応ぜしむ、真に如来の大悲之に囑するなり。

『興記』（御義口伝）に云はく、

於父三有之法華經・釈尊・日蓮

此の言即ち曼荼羅密壇三種に約す。

田中智学居士の教学は山川智応氏によってより精密に論理化され、清水梁山氏の教学は高佐貫長氏によってさらに先鋭化され、教団の上層部から地方末端の教師に至るまで、強烈な思想的洗礼を受けたのであった。

三、昭和十六年の宗制

昭和十六年、三派合同の新宗制は、旧顕本側、旧本門宗側がほとんど無条件で臨んだため、日蓮宗側が作制した条文がそのまま採用されたとのことである。^⑬ 昭和十六年三月、文部省に届け出、二十九日認可された。六月、文部省は『教義及儀式ノ執行』を刊行し、新体制に臨む各宗派の新宗制を発表した。日蓮宗の項を転写しておく。

〈開宗の本旨〉

宗祖立正大師日蓮肇国ノ本義ニ鑑ミ仏法ノ深旨ヲ究メ開顕統一ノ妙法蓮華經ヲ以テ時国相応ノ大法ト為シ国体ヲ光顕シ人心ヲ教導シ破邪顕正以テ立正安国ノ宗旨ヲ立ツ之ヲ開宗ノ本旨トス
(宗制四条)

〈伝燈相承〉

本宗ノ伝燈ハ本師釈迦牟尼仏ヨリ本化上行菩薩、宗祖日蓮ニ相承シ爾來代々ノ先師法燈ヲ継紹シ以テ現在ニ至ル
(宗制五条)

〈教義ノ大要〉

本宗教義ノ大要ハ教機時国序ノ五綱ヲ以テ教判ノ綱格ト為シ本門ノ本尊本門ノ題目本門ノ戒壇ノ三大秘法ヲ以テ教義ノ精要ト為シ本門ノ本尊大曼荼羅ニ帰命シテ本門ノ題目南無妙法蓮華經ヲ受持シ本門ノ戒壇破悪行善ノ道場

ニ安住シ以テ受持成仏ノ大果ヲ成ズルニ在リ

(宗制六条)

〈信条〉

本宗ノ信行ハ異体同心ニ三大秘法ヲ行ジ不惜身命ノ誓願ニ住シテ四海帰妙ノ大戒壇建立ニ精進シ以テ天業恢弘ハ
絃一字ノ皇道ヲ翼賛スルニ在リ

(宗制七条)

〈本尊〉

本宗ノ本尊ハ宗祖尊定ノ大曼荼羅ニシテ之ヲ本門ノ本尊ト称ス大曼荼羅ハ紙木ノ様式ヲ以テ勸請シ併せて宗祖ノ
尊像ヲ安置ス

(宗制八条)

〈所依ノ經典〉

本宗所依ノ經積左ノ如シ

經典 正依 妙法蓮華經八卷

傍依 無量義經一卷 仏説觀普賢菩薩行法經一卷

積書 立正安國論 開目鈔 觀心本尊鈔 撰時鈔 報恩鈔其ノ他ノ宗祖遺文

(宗制九条)¹⁵

この宗制(宗憲・宗綱)は、宗内の三種の宗義大綱をすり合せて作りあげたものである。時局柄、三者の対立は許されなくなつたのであろう。この年(昭和十六年)日蓮遺文不敬字句削除問題は、大詰めを迎へ、当局に、二〇五カ所の自主削除を上申している。¹⁵ 文部省はこの削除申請さえも、内閣情報局の強硬姿勢を考慮して、未だ不十分と再検討を命じた。¹⁶ 日米決戦を目前にして、政府・軍部は戦時強化の思想統制を断行、五・一五、二・二六事件のイデオロギーを提供したと見られる日蓮教団に厳しい締めつけと大政翼賛の刷新を強要するのである。新宗制は始めに紹介した宗綱審議會作成の「日蓮宗教義原案」と対照すれば一目瞭然で、立正大学の、いわゆる「大崎宗学」が後退し、国柱會、行道會の宗義大綱の線で妥協がはかられている。皇道仏教行道會は、翌年、目的を達したとして解散している。

すでに教団は上下内外、尊皇護国、国体明徴の一色でぬりつぶされ、戦争の狂気に乱舞していた。行道会が煽る必要がなくなったのである。

四、日蓮宗の宗義大綱の推移

ところが、審議委員の望月歎厚教授、鈴木一成教授は、この妥協の宗憲とは関係なく、自分達が作成した「新定日蓮宗教義」を体系的に論ずるべく、日蓮宗の宗義大綱（「日蓮宗教義綱要」）を執筆したのである。その内容は、目次を列記すれば、

〈日蓮宗教義綱要〉

第一篇 宗祖篇

第一章 宗祖の体験

- (1) 積尊と宗祖
- (2) 法華経と宗祖
- (3) 相承の大旨
- (4) 宗祖の生涯

第二章 開宗の本旨

- (1) 日本国と宗祖
- (2) 皇謨と法華経
- (3) 立正安国の宗旨

第二篇 宗義篇

第三章 本宗の教判

(1) 教判の意義と概況

(2) 五綱教判

(3) 仏教の略史

第四章 本宗の教義

(1) 事一念三千

(2) 仏教教理の発展概観

(3) 法華の構成と教義及迹本の教理

(4) 三大秘法

第五章 本宗の信行

(1) 三秘の妙行

(2) 本門本尊 本門題目 本門戒壇

(3) 受持唱題

(4) 本宗の安心

(5) 本宗成仏の意義

(6) 靈山往詣曼荼羅境界

(7) 事戒壇の成就

第三篇 宗門篇

第六章 本宗の宗風

- (2) 給仕の行道
- (3) 報恩の生活
- (4) 懺悔減罪

第七章 本宗の歴史

- (1) 本宗の略史
- (2) 本宗の現勢^⑰

この『日蓮宗教義綱要』は、昭和二十年、いったん脱稿したが、さらに改訂し、昭和二十二年、『行学綱要』として、立正大学の宗学研究所から発刊されている。戦前戦後の原稿を比べてみても、教義内容に変化がない。時代に迎合しなかった大崎の宗学者の誇りを感じさせるものである。

『行学綱要』の項目は、前の『教義綱要』よりも整理され、第一篇宗祖、第二篇宗義、第三篇宗風と分けられ、最初に「総序」、終りに「結勸」が付されている。なかなか組織的かつ体系的な組み立てで、論調も大崎の特徴が活かされ、日蓮宗にふさわしい「綱要」にまとめられている^⑱。

ところが昭和四十年代に入って、片山宗務総長の依頼によって、望月歆厚教授が筆を執った現今の「宗義大綱」の構成は、始めに立教の起源や開宗の本旨が語られず、宗祖については九条についてふれるという、日蓮宗の大綱としては異例な形をとっている。茂田井教亨教授がその解説で、「信仰的立場から仰ぐ宗祖と宗学的に規定する宗祖との違いであって、第九条に置かれた所以がここにある^⑲と弁明されているが、信仰的立場から仰ぐ宗祖を宗学的に規定するのが、宗学者の務めであるはずである。創価学会等の日蓮本仏論を嫌うあまり、宗祖の位置をあいまいにしてしまった傾向があるのではないか。結局、勸学院の『宗義大綱読本』では、一条と九条を最初に合せて解説するという、不自然な筆の進め方をしているのである。しかし、こういう傾向が、「大崎宗学」の特徴なのかもしれない。『読本』

の「本門戒壇」の解説に、ついに「三大秘法抄」を引用しなかつたことと合せ、復古宗学ではなく、創造宗学をめざしているといふべきなのであろう。

五、現在の三種の宗義大綱

それでは、他の二つの宗義大綱は、現在どのように継承されているのであろうか。

靈断師会で発行した『新日蓮教学概論』は、行道会の教学を整理組織化した唯一のものであるが、日蓮教学の前に「整識観」の章を設け、九識を説明しているところ、高佐神秘宗学の忠実な継承といえるであろう。第八章「本門の本尊」の記述で引用されている遺文を回数的に列挙してみると、『日女御前御返事』が一〇カ所、『御義口伝』が六カ所、『日向記』が五カ所、『諸法実相抄』が三カ所、『本尊抄』が三カ所、その他となっている。『御義口伝』『日向記』を一切使わない勸学院の『読本』と、その教学の基盤が異なっていることが明らかである。

智学居士の『日蓮主義教学大観』を現代的に解釈したものとして、最近の田中香浦氏の『日蓮聖人の宗軌²⁰⁾をとりあげてみると、在家法門の自由さと頑固さを痛感させられる。いまだ国柱会系の教学が宗門で根強い支持を受けている理由がよくわかる。その教条主義は大いに学ぶべきものがあると思うが、即是道場を事戒壇とした日蓮宗の「宗義大綱²¹⁾」の思想とは相入れないであろう。

この、即是道場を、伝統的宗学に取って挑戦して事戒壇とする点等、日蓮宗の「宗義大綱」の合理性・斬新性は、大いに肯定するものであるが、大綱としての印象が薄いのも正直な所感である。国柱会系・靈断師会系の教学に伍して、日蓮宗の教学を鼓吹するには、現今の「日蓮宗宗義大綱」は、その構成・内容・表現に脆弱さがめだつ。個人的な意見であるが、教団の現「宗憲²²⁾」とものと連動した内容に改めるべきではないかと考える。

※先師先聖への非礼、伏して御寛恕を乞う。

注

①三派合同後の旧蹟（木村）・旧本（由比）を補充した昭和十六年五月の名簿であるが、このメンバーが遺文不敬問題以後、日蓮宗教団の教学の責任者であった。大部分が立正大学の関係者である。

②「中外日報」昭和十五年六月二十三日号

③立正大学日蓮教学研究部所蔵「日蓮聖人御遺文削除問題関係資料」（以下「文部資料」と略記。当資料は文部省関係者より寄贈された）3

④「行道」昭和十五年七月五日号、〈日蓮宗宗会に於ける増田副首導の質問演説〉

⑤「中外日報」昭和十五年七月十二日号より連載、高佐貫長筆〈新定日蓮宗教義の重大誤謬を指摘す〉

⑥昭和七年四月十六日、日蓮宗は東京日比谷公会堂で「勅額拝戴聖旨奉答式」を挙げ、管長酒井日慎は「勅額拝戴聖旨奉答願文」を読み上げた。この「願文」は田中智字によって作られたという。高佐貫長前掲資料。

⑦清水梁山が執筆して大正四年十月三十一日〈奉献本尊〉とともに宮中に奉呈した。その内容は、一、本尊曼荼羅の名義、二、五重相對、三、三大秘法、四、観心本尊、五、曼荼羅、六、王仏一乘。日蓮宗は〈王仏一乘宗〉であることを宣明。

⑧高佐は「王仏一乘とは従来の仏教を日本的に消化することにより、皇道に一如し、国体に融合せる純日本の仏教の謂であつて、実に日蓮聖人立宗の根本義であり、また結論であり、三大秘法実践の壇上に建てられる教義である」と説明（前掲資料）。法主国従は渡来仏教であり、日蓮宗は国主法従の皇道仏教であることを主張。当然清水梁山・高佐貫長の掲げる〈王仏一乘宗〉は天皇本尊に帰着する。

⑨立正大学（明治三十六年大崎谷山ヶ丘に移転開校）は新居日蔭以来、日蓮宗の正統宗学の本拠と自他共に任じていたが、田中

派、高佐派からへ大崎宗学」と批判攻撃され、その権威は衰退していった。

⑩天業民報社刊『宗綱提要』

⑪増田宣輪述、前掲「行道」

⑫清水梁山講述『世界統一の本尊』（慈龍閣発行）

⑬『日蓮宗事典』二「三派合同」の項参照。

⑭昭和十六年六月文部省宗教局発行。昭和十八年十一月日蓮宗宗務院刊の『日蓮宗宗制』をみると、第一章総則の第四条からこれにあたる。

⑮「文部資料」8。本文削除二〇五カ所、目次訂正三カ所。

⑯拙論「昭和日蓮不敬事件について」（大崎学報一四八号）参照。

⑰「文部資料」8、「御遺文削除内閣添附書」所収。

⑱立正大学図書館蔵、鈴木一成著『行学綱要』。その内容は第一章相承、第二章弘通、第三章教理、第四章教判、第五章信行、第六章安心、第七章化他、第八章自行。

⑲「宗義大綱」解説の仕事を終えて」（日蓮宗現代宗教研究所『所報』一九六八・二号）

⑳真世界社刊

㉑「本門の戒壇」の項、「本門の戒壇は題目を受持するところにそのまま現前する。これを即是道場の事の戒壇という。四海帰妙の暁に建立さるべき事相莊嚴の事の戒壇は、我等宗徒の願業であって、末法一同の強盛の行業によって実現しなければならぬ」とある。

㉒昭和二十六年に定められて今日まで、日蓮宗宗制の根幹として掲げられている「宗憲」は、第一条伝統・第二条宗旨・第三条本誓の項目からなり、文章がよくまとまっている。ただし教団にこの「宗憲」が普及認知されていない現状がある。